

様式 3

2025 年 6 月 24 日

奈良県知事

殿

主たる事務所の所在地

〒639-1058

奈良県大和郡山市矢田町 686 番地の 4

医療法人名 医療法人明樹会

理事長名 深見 光樹

(連絡先 TEL 0743-52-2600)

決 算 届

令和 6 年度 (令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで) の決算を終了しましたので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人明樹会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県大和郡山市矢田町 686-4

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 25 年 6 月 21 日

(4) 設立登記年月日 平成 25 年 7 月 2 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	深見 光樹	介護老人保健施設夢眠やまざくら管理者
理 事	佐藤 信輔	
同	佐々木 徹	
監 事	細井 瞬	
評 議 員		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院				
診療所	夢眠クリニックやまざくら	2910201645	奈良県大和郡山市矢田町 686 番地の 4	
介護老人保健施設	介護老人保健施設夢眠やまざくら	2950380028	奈良県大和郡山市矢田町 686 番地の 4	入所定員 80 名 通所定員 20 名
介護医療院				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業所夢眠やまざくら	奈良県大和郡山市矢田町 686 番地の 4	通所リハビリテーション（介護予防）通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年1月17日 社員の入社及び退社 ✓
令和7年1月17日 理事、監事の選任、辞任の承認 ✓
令和7年3月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定 ✓

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

非該当

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

非該当

- (9) その他

様式 2

法人名 医療法人明樹会

※医療法人整理番号

5

3

5

所在地 奈良県大和郡山市矢田町686番地の4

財 産 目 録
(令和 7年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 997, 228 千円

2. 負 債 額 1, 257, 356 千円

3. 純 資 産 額 △260, 128 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		59, 192
B 固 定 資 産		938, 036
C 資 産 合 計 (A + B)		997, 228
D 負 債 合 計		1, 257, 356
E 純 資 産 (C - D)		△260, 128

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人明樹会

※医療法人整理番号

5 3 5

所在地 奈良県大和郡山市矢田町686番地の4

貸 借 対 照 表

(令和 7年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	59,192	I 流 動 負 債	220,201
現金及び預金	156	支払手形	0
事業未収金	42,569	買掛金	30,462
有価証券	0	短期借入金	171,200
たな卸資産	3,516	未払金	15,718
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	249	未払法人税等	71
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	12,702	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	938,036	前受金	0
1 有 形 固 定 資 産	824,369	預り金	2,750
建物	672,814	前受収益	0
構築物	17,343	〇〇引当金	0
医療用器械備品	115	その他の流動負債	0
その他の器械備品	7,640	II 固 定 負 債	1,037,155
車両及び船舶	0	医療機関債	0
土地	125,410	長期借入金	1,019,494
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	1,047	〇〇引当金	0
2 無 形 固 定 資 産	10,284	その他の固定負債	17,661
借地権	0	負債合計	1,257,356
ソフトウェア	43	純資産の部	
その他の無形固定資産	10,241	科 目	金 額
3 その他の資産	103,383	I 基 金	△260,128
有価証券	0	II 積 立 金	0
長期貸付金	0	代替基金	0
保有医療機関債	0	〇〇積立金	0
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	0
役員等長期貸付金	103,032	III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	291	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	60	純資産合計	△260,128
資産合計	997,228	負債・純資産合計	997,228

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人明樹会

所在地 奈良県大和郡山市矢田町686番地の4

※医療法人整理番号

5 3 5

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	246,489	246,489
2 事業費用		
(1)事業費	32,321	
(2)本部費	346,288	378,609
本来業務事業損失		132,120
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		132,120
II 事業外収益		
受取利息	1,132	
その他の事業外収益	3,923	5,055
III 事業外費用		
支払利息	14,958	
その他の事業外費用	0	14,958
経常損失		142,023
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	402	402
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	157	157
税引前当期純損失		141,778
法人税・住民税及び事業税	71	
法人税等調整額	0	71
当期純損失		141,849

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人明樹会
所在地 奈良県大和郡山市矢田町686番地の4

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者		種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし (取引条件及び取引条件の決定方針等)											

(2) 個人である関係事業者		種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし (取引条件及び取引条件の決定方針等)									

監 事 監 査 報 告 書

医療法人明樹会

理事長 深見 光樹 殿

私（注 1）は、医療法人明樹会の令和 6 会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 5 月 31 日

医療法人明樹会

監事 細井 瞬

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。